

- 今宿道路、伊万里道路、伊万里松浦道路、松浦佐々道路
 - 佐々IC～武雄南IC間の4車線化(特こ、佐々IC～佐世保大塔IC間の早期4車線化)
- (5) 南九州西回り自動車道
- 芦北出水道路、阿久根川内道路
- (6) 那覇空港自動車道
- (7) 国道10号延岡道路(暫定2車線区間の4車線化を含む。)
- (8) 国道10号単人道路の4車線化
- (9) 国道218号高千穂日之影道路
- (10) 国道218号五ヶ瀬高千穂道路
- (11) 国道220号日南・志布志道路
4. 次の基幹道路網の整備促進を図ること。
- (1) 地域高規格道路等
- 有明海沿岸道路
 - (大牟田～大川間・大川佐賀道路・佐賀福富道路・福富鹿島道路・鹿島～諫早間)
 - 有明海沿岸道路(Ⅱ期)(大牟田～長州間・長州～熊本間)
 - 下関北九州道路
 - 新北九州空港道路
 - 戸畑枝光線
 - 島原道路
 - 西彼杵道路
 - 東彼杵道路
 - 島原天草長島連絡道路
 - 中津日田道路
 - 熊本天草幹線道路
 - 中九州横断道路
 - 鹿児島東西幹線道路
 - 北薩横断道路
 - 大隅縦貫道
 - 都城志布志道路
 - 佐賀唐津道路
 - (多久佐賀道路(Ⅰ期)・多久佐賀道路(Ⅱ期)・佐賀道路・唐津～相知間)
 - 福岡都市高速道路(自動車専用道路アイランドシティ線)
 - 福岡空港連絡道路
 - 沖縄西海岸道路
 - 名護東道路
 - 南部東道路
- (2) 直轄国道等
- 国道3号黒崎バイパス
 - 国道3号岡垣バイパスの4車線化
 - 国道3号鳥栖拡幅
 - 国道3号鳥栖久留米道路
 - 国道3号熊本北バイパスの4車線化
 - 国道3号植木バイパス
 - 国道10号豊前拡幅
 - 国道10号高江拡幅
 - 国道10号門川日向拡幅、国道10号新富バイパス
 - 国道10号鹿児島北バイパス
 - 国道10号白浜拡幅
 - 国道34号神埼佐賀拡幅
 - 国道34号武雄バイパス
 - 国道34号鳥栖～神埼間・江北～北方間
 - 国道34号大村拡幅及び大村諫早拡幅
 - 国道34号新日見トンネル
 - 国道57号森山拡幅及び立野・瀬田拡幅
 - 国道201号香春拡幅
 - 国道201号八木山バイパス及び行橋市・みやこ町間の4車線化
 - 国道205号針尾バイパス
 - 国道210号浮羽バイパス
 - 国道210号横瀬拡幅
 - 国道210号天瀬改良
 - 国道220号日南防災
 - 国道220号古江バイパス
 - 国道322号八丁峠道路
 - 国道329号与那原バイパス
 - 国道329号南風原バイパス
 - 国道329号西原道路
- (3) 補助国道、県道、市町村道等
- (4) バス路線関連道路等
5. 次の主要都市圏道路の整備促進を図ること。
- (1) 福岡都市圏、北九州都市圏の基幹道路網
- (2) 福岡・北九州都市高速道路
- (3) 熊本環状道路
- (4) 熊本都市圏の基幹道路網
- (5) 大分中央幹線道路
- (6) 宮崎東環状道路、宮崎環状道路
- (7) 鹿児島東西幹線道路
- (8) 那覇空港自動車道(小禄道路)
6. 大規模災害等に備えた道路整備の促進について
- (1) 災害時において必要な「人・物・情報」のネットワークを確保するため、緊急輸送道路等の拡幅整備や橋梁耐震補強等、防災・減災に貢献する災害に強い道路整備を促進すること。
- (2) 南海トラフ地震などの大規模な災害の発生に備えるため、九州の横軸となる九州中央自動車道や中九州横断道路等の整備促進を図ること。
7. 道路利用者の利便性の向上について
- (1) 物流や人流の生産性向上のための渋滞対策を推進すること。
(別添：トラック事業者等から見た渋滞箇所)
- (2) 高速道路料金の運送事業者向け大幅な割引制度を創設すること。
また、SA・PAや道の駅における駐車スペースの整備・拡張を推進すること。
(別添：SA・PAや道の駅の駐車場拡張要望箇所)
- (3) バスターミナルやバス停などバス利用拠点の整備・改善を推進すること。
(別添：バス停上屋等の改善要望箇所)
8. 離島及び半島の振興を図るため、道路網の整備強化及び離島架橋等の整備促進を図ること。
9. 交通安全対策にかかる事業を重点的に推進すること。
10. 良好な都市景観の形成や都市防災機能の向上を図るとともに、歩行環境の改善を図るための無電柱化等の整備促進を図ること。
11. 障害者や高齢者が安心して通行できるような歩道のバリアフリー化等「人にやさしい道づくり」を積極的に推進すること。
12. 下関北九州道路、北九州福岡道路、福岡東環状道路、福岡鳥栖道路、宇佐国見道路、島原天草長島連絡道路及び豊予海峡架橋の早期実現を図ること。
13. 道路の補修や災害防除事業等の予算拡大を図り、震災対策、防災対策等を推進すること。
14. 質の高い観光・リゾート地の形成を図るため、美しい道路景観の創出及びその保全や良質な道路緑化の整備を推進すること。
15. 道路インフラの老朽化対策を推進するため、点検、診断、補修等に対する補助制度の拡充や起債措置等、財政措置を充実するとともに、人材育成等も含め、メンテナンスサイクルの構築を図っていくこと。
16. 主要施設へのアクセス性を高めるためのスマートICや、地域と一体となったコンパクトな拠点を形成するためのスマートICの整備促進を図ること。

- ・安芸道路
- 【早期事業化】
- ・牟岐～野根
 - ・野根～安倉
 - ・安倉～和田
 - ・奈半利～安芸
- 【計画段階評価の早期着手】
- ・美波～牟岐
- 徳島環状道路
- 【早期完成】
- ・徳島南環状道路
 - ・県道徳島環状線
- 高松環状道路
- ・未事業化区間の早期事業化
- 松山外環状道路
- 【早期完成】
- ・松山外環状道路空港線
 - ・松山外環状道路インター東線
- 【早期事業化】
- ・松山空港～国道196号
- 大洲・八幡浜自動車道
- 【早期完成】
- ・八幡浜道路
 - ・夜昼道路
 - ・大洲西道路
- 高知松山自動車道
- 【開通・完成に向けた着実な整備】
- ・高知西バイパス(H32年度開通予定)
 - ・越知道路
 - ・橋防災
- 【早期事業化】
- ・越知町～仁淀川町大崎
 - ・美川道路
 - ・松山市久谷町～砥部町千足
- 高松空港連絡道路
- 【早期整備】
- ・香南工区
4. 高規格幹線道路網の利便性向上や利用者の負担軽減を図ること。
- 四国縦貫自動車道
- 【早期完成】
- ・中山スマートIC
- 【早期事業化】
- ・阿波スマートIC
 - ・東温スマートIC
- 瀬戸中央自動車道
- 【早期完成】
- ・坂出北スマートIC
- 四国横断自動車道
- 【早期完成】
- ・津田IC
- 【早期整備】
- ・宇和PA
 - ※未供用箇所のIC名・PA名は仮称
- 高速道路料金の事業者向け割引の継続
- 無料区間を介在する有料高速道路相互間の乗り継ぎ制度等の導入
5. 多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するため、四国と近畿・九州との連携を強化する新たな交通軸の実現に努めること。
- 紀淡連絡道路
- 豊後伊予連絡道路
6. 一般国道、県道及び市町村道の整備促進によるバランスのとれた道路網の形成を図ること。
7. 住民や観光客が安全・安心・快適に道路を利用できるよう、道路構造物の老朽化や通学路の交通安全対策、バス利用拠点の改善を行うこと。また、物流・人流の生産性向上のための渋滞対策やSA・PA・道の駅での駐車スペースの確保など、道路利用者の利便性の向上を図ること。
(別添：トラック事業者等から見た渋滞箇所)
(別添：SA・PAや道の駅の駐車場拡張要望箇所)
(別添：バス停上屋等の改善要望箇所)
8. 高速道路ナンバリングについては、訪日外国人観光客をはじめとする利用者に分かりやすい案内を実現する施策であることから、早期に効果が発揮されるよう、標識の整備促進を図ること。

九州地区道路利用者会議

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤であり、活力ある地域づくりを推進し、安全で安心できる国土の実現を図るとともに、生産性革命を実現し、ストック効果を早期に発揮させるためには、国民共有の財産である道路を計画的に整備し、適切に維持管理していくことが重要であります。また、先の熊本地震や東日本大震災、度重なる九州北部豪雨等の大規模災害発生時においては、救護救援活動や緊急物資等の輸送を行う「命の道」としての道路整備の重要性が強く認識されたところであります。

九州地方においては、自律的かつ一体的な発展を図るために、整備の遅れている「循環型高速道路ネットワーク」を早期に実現することが必要であり、また、条件不利地や移動手段を自動車に依存する地域が多いため、生活に密着した道路整備を着実に進める必要があります。さらに、道路利用者の利便性の向上を図るため、道路施策の推進にあたっては、道路利用者の視点に立ち、ソフト・ハード両面からの取り組みを進める必要があります。このため、九州地区道路利用者会議として次の事項について強く要望いたします。

1. 大規模災害からの復旧・復興について
 - (1) 平成28年熊本地震による被災地の復旧・復興の着実な実施を図ること。
 - (2) 平成29年7月九州北部豪雨等による被災地の早期の復旧・復興を図ること。
2. 道路整備に必要な予算及び財源等について
 - (1) 地方における道路整備支援の必要性と厳しい財政状況の実態に鑑み、引き続き地方の道路整備が滞ることなく実施できるよう必要な予算の確保及び安全・安心のための維持管理予算を確保すること。
 - (2) 地方の道路整備支援のための交付金等については、地域社会の生活基盤の確立と地域振興等の観点から、平成31年度以降においても、従来と同等以上の額を確保すること。また、その配分にあたっては、事業の継続性に配慮し、安定的に配分すること。
 - (3) 平成28年熊本地震及び平成29年7月九州北部豪雨等による被災地の復旧・復興に必要な財源については、別枠で確保すること。
 - (4) 2019年のラグビーワールドカップ並びに女子ハンドボール世界選手権開催都市に対する必要な道路等の財源については、別枠で確保すること。
 - (5) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に対する必要な道路等の財源については、別枠で確保すること。
3. 国土の均衡ある発展を図るため、料金収入を活用した有料道路方式と新直轄方式により、地方の負担軽減を図りつつ、従来の整備速度を落とすことなく整備計画区間9,428kmを早期に整備し、法定予定路線である11,520kmの整備を国の責任において着実に推進すること。また、一般国道自動車専用道路として位置づけられた2,480kmの整備促進を図ること。特に次の路線の整備促進を図ること。
 - (1) 東九州自動車道(暫定2車線区間の4車線化を含む。)
 - (2) 九州中央自動車道
 - (3) 九州横断自動車道の4車線化(長崎IC～長崎多良見IC間)
 - (4) 西九州自動車道